

議案第72号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1 (第2条関係)

職名	給料月額
区長	1,061,000円
副区長	849,000円

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の160」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

職名	議員報酬月額
議長	907,000円
副議長	794,000円
委員長	659,000円

副委員長	629,000円
議員	599,000円

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「742,000円」を「743,000円」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「630,000円」を「632,000円」に改め、同項第2号中「610,000円」を「612,000円」に改め、同条第2項第1号中「332,000円」を「333,000円」に改め、同項第2号中「312,000円」を「313,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(説明) 特別職の給料及び報酬並びに期末手当の額を改定するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

1 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 1 条 に よ る 改 正 案	現 行 条 例												
<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p><u>別表1 (第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="132 1074 564 1277"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,061,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>849,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,061,000円	副区長	849,000円	<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p><u>別表1 (第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1139 1074 1570 1277"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,060,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>848,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,060,000円	副区長	848,000円
職名	給料月額												
区長	1,061,000円												
副区長	849,000円												
職名	給料月額												
区長	1,060,000円												
副区長	848,000円												

2 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 2 条 による 改正 案	現 行 条 例								
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表の部分現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="136 1274 546 1342"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額			<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表の部分省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1158 1274 1568 1342"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額		
職名	議員報酬月額								
職名	議員報酬月額								

議長	907,000円
副議長	794,000円
委員長	659,000円
副委員長	629,000円
議員	599,000円

議長	906,000円
副議長	793,000円
委員長	658,000円
副委員長	628,000円
議員	598,000円

3 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表 (_____ は、改正点)

第3条による改正案	現 行 条 例
(給料の額) 第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>743,000円</u> とする。	(給料の額) 第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>742,000円</u> とする。

4 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表 (_____ は、改正点)

第4条による改正案	現 行 条 例
(給料及び報酬の額) 第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 代表監査委員 月額 <u>632,000円</u>	(給料及び報酬の額) 第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 代表監査委員 月額 <u>630,000円</u>

(2) その他の監査委員 月額 612,000円

2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 代表監査委員 月額 333,000円

(2) その他の監査委員 月額 313,000円

3 (現行に同じ。)

(2) その他の監査委員 月額 610,000円

2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 代表監査委員 月額 332,000円

(2) その他の監査委員 月額 312,000円

3 (省略)